

大阪市内の病院（合計150床以上）のM&Aについて

本M&Aは、非公開で行われていますので、ノンネームシートの開示にも、売主の承諾を要します。近隣の医療法人については、ノンネームシートの開示をお断りする場合もございます。

仲介業者又はF A業者からのお問い合わせはお断りしております。

本M&Aには、買い手にレーマン方式（基準：移動総資産）による手数料が発生します。詳細は、当事務所の次のWebサイトをご参照下さい。

<https://www.toyama-law-office.jp/fee/>

ノンネームシートをご覧になり、ご興味を持たれた方は、「守秘義務に関する誓約書」（当方書式）を提出して頂ければ、決算書等の基本情報の開示がなされます。

基本情報をご覧になり、買受け意向がある場合は、当事務所とF A契約を締結していただければ、さらに詳細情報を開示いたします。

詳細情報を検討されたうえ、買受希望があれば、売主と基本合意を締結して頂きますが、本M&Aは令和7年3月末までにクロージングを予定していますので、独占交渉権は付与されません。（現時点で、買受を検討されている医療機関が3法人ございます。）

基本合意締結後、買い手は、対象施設の買収監査（デュー・デリジェンス）を実施され、承継の有無の最終判断をして頂くことになります。

買収監査に入る段階で、買い手には当事務所に中間金（220万円）が発生し、最終契約に至れば、この中間金は報酬に充当されます。

買収監査において外部の公認会計士、税理士、弁護士等の専門家を活用される場合の費用は、買い手のご負担になります。

買収監査の結果、買い手が承継をお断りされても、売主側に対する違約金等は発生しません。但し、当事務所に対する中間金と、買収監査の要した専門家費用のご負担は免れません。

以上

お問合せ先 弁護士 外山 弘